

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月策定（平成31年4月改定）

1 現状 ※平成30年4月1日現在

(1) 技能労務職員の平均給与月額・平均年齢等の状況

区分		彦根市			民間	
		平均年齢	平均給料月額 (単位：百円)	平均給与月額 (単位：百円)	平均年齢	平均給与月額 (単位：百円)
全体		55.7歳	3,253	3,772		
	清掃職員	53.5歳	3,280	4,023	45.8歳	2,930
	学校給食員	59.0歳	3,221	3,466	43.1歳	2,503
	用務員	57.2歳	3,185	3,488	55.6歳	2,072
	その他	56.0歳	3,276	3,795		

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 技能労務職員の職種ごとの年齢別の人数・平均給料月額の状況

区分	彦根市		
	年齢	人数	平均給料月額 (単位：百円)
清掃職員	41 ～ 50	4	3, 204
	51 ～ 60	11	3, 312
	61 ～ 63	1	※
	合計	16	3, 280
学校給食員	41 ～ 50	—	—
	51 ～ 60	4	3, 273
	61 ～ 63	5	3, 180
	合計	9	3, 221
用務員	41 ～ 50	—	—
	51 ～ 60	2	※
	61 ～ 63	1	※
	合計	3	3, 185
その他	41 ～ 50	—	—
	51 ～ 60	3	3, 276
	61 ～ 63	—	—
	合計	3	3, 276

※ 職員数が2人以下の区分については※表示

(3) その他給与に関する事項

① 給料表

一般行政職と同じ国家公務員の行政職給料表(1)の1級から3級までを適用しています。

② 諸手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当を支給しており、国家公務員に概ね準拠しています。

③ 昇給基準

毎年1月1日に前年1年間における勤務実績等に応じ、4号給を標準として昇給するが、平成26年4月以降、57歳以降の職員については標準の勤務成績では昇給しないとする昇給抑制を実施しています。

2 基本的な考え方

本市の技能労務職員の平均年齢は55.6歳とかなり高く、給与水準も民間同種の平均を大きく上回っています。現在、技能労務職員の給料については、一般行政職と同じ行政職給料表(1)の1級から3級までを使用して運用していますが、国家公務員については、行政職給料表(2)を使用しており、給与水準を上げている要因の一つとなっています。

3 具体的な取組内容

平成18年4月の給与構造見直しの実施により、給料水準を平均4.8%引き下げるとともに、平成26年4月以降、57歳以降の職員については標準の勤務成績では昇給しないとする昇給抑制を実施しています。

今後は、技能労務職員の給料表について、国の行政職給料表(2)に準じた給料表への切替えも含めて検討を進め、給与のさらなる適正化に努めます。

4 その他

平成12年度以降、技能労務職員の採用は一切実施しておらず、業務の一部民間委託化や臨時職員の活用により退職者不補充を継続中です。今後も民間委託の推進や事務・事業の見直し等に取り組むことで職員数を削減し、将来的には全廃も視野に入れて、技能労務職員にかかる総人件費の削減に取り組めます。